



国海総第303号

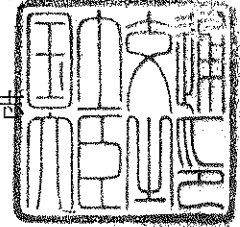
平成23年9月15日

交通政策審議会

会長 佐和隆光 殿

国土交通大臣

前田 武 志



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法第55条第5項の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第139号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法第55条第5項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

## 船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所	事業所数
エム・イー海運株式会社	東京都港区虎ノ門一丁目8番10号 セイコー虎ノ門ビル3F	1
株式会社二丈海運 <sup>にじょう</sup>	福岡県福岡市博多区祇園町1番28号 シグマ博多ビル4F	1